## 瀬戸市伴走支援型特別保証制度利用促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウィルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りの円滑化を図るとともに、中小企業庁が定める伴走支援型特別保証制度要綱(令和3年3月11日付け20210310中庁第2号中小企業庁制定)に基づく保証制度(以下「特別保証制度」という。)の利用により、地域の金融機関が積極的に市内事業者の事業に関与していく契機とすることで、中小企業者の経営の立て直し及び生産性等の向上を図ることを目的に、予算の範囲内において、瀬戸市伴走支援型特別保証制度利用促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、奨励金の交付の申請、決定その他の事項に関し定めるものとする。

(交付対象者)

- 第2条 奨励金の交付対象となる者は、特別保証制度の利用に積極的に取り組む環境を整備する愛知県融資制度取扱金融機関であって、次の各号を全て満たすものとする。
  - (1) 暴力団 (瀬戸市暴力団排除条例 (平成23年瀬戸市条例第12号。 以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下 同じ。)でないこと。
  - (2) 暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が役員又は構成員となっていないこと。
  - (3) 金融機関の役員が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
  - (4) 金融機関及びその代表者に市税の滞納がないこと。 (交付対象事業)
- 第3条 奨励金の交付対象となる事業(以下「交付対象事業」という。) は、市内において事業実態のある事業者への融資のうち、その融資の 種類が愛知県経済環境適応資金融資制度要綱(平成13年4月1日施 行。以下「県経環融資制度要綱」という。)第8第1号キに定める経営 改善等支援に基づく融資(以下「経営改善等支援制度融資」という。) であって、次の各号を全て満たすものとする。
  - (1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項

第4号若しくは第5号又は同条第6項の規定による認定を瀬戸市長から受けている事業者に対し、その認定により実行された融資であること。ただし、融資の種類が県経環融資制度要綱第8第1号キ(ウ)の場合はこの限りでない。

(2) 令和4年4月1日から令和5年2月28日までに実行された融資であること。

(交付金額)

- 第4条 奨励金の交付金額は、交付対象事業の経営改善等支援制度融資1 件当たり5万円以内とし、1金融機関当たり1,000万円を限度と する。
- 2 同一の金融機関において同一の事業者に複数回の経営改善等支援制度 融資を実行した場合、その回数にかかわらず経営改善等支援制度融資 の件数は1件とする。

(事業参加申請)

- 第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、令和4年5月31日までに、瀬戸市伴走支援型特別保証制度利用促進奨励金事業参加申請書(第1号様式の1)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、 適当と認めたときは奨励金事業の参加を承諾する決定(以下「事業参 加決定」という。)を行い、その結果を瀬戸市伴走支援型特別保証制度 利用促進奨励金事業参加決定通知書(第2号様式)により、当該申請 者に通知しなければならない。
- 3 市長は、事業参加決定をするときは、必要に応じ条件を付すことがで きる。

(計画変更の承認)

第6条 事業参加決定の通知を受けた者(以下「事業参加決定金融機関」という。)は、事業参加決定を受けた事業(以下「事業参加決定事業」という。)の内容を変更しようとするとき、又は事業参加決定事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、瀬戸市伴走支援型特別保証制度利用促進奨励金事業計画変更承認申請書(第3号様式の1)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業参加決定事業の経営改善等支援制度融資実行計画数の増減及び事業参加決定を受けた奨励金の目的を損なわない事業計画

- の細部を変更するものについてはこの限りでない。
- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ事業参加決定の 内容を変更し、又は条件を付することができる。この場合において、 市長は、その結果を瀬戸市伴走支援型特別保証制度利用促進奨励金事 業計画変更承認決定通知書(第4号様式)により当該申請者に通知し なければならない。

(交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする事業参加決定金融機関は、瀬戸市 伴走支援型特別保証制度利用促進奨励金事業交付申請書(第5号様式 の1)を、事業の完了の日から30日以内又は令和5年3月3日のい ずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、同条に規定する 交付申請書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、 その申請に係る事業の成果が奨励金の事業参加決定内容及びこれに付 した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めた ときは、交付すべき奨励金の額の決定(以下「交付決定」という。)を し、瀬戸市伴走支援型特別保証制度利用促進奨励金交付決定通知書 (第6号様式)により当該申請をした者に通知しなければならない。

(奨励金の支払)

- 第9条 奨励金は、交付決定の後に支払うものとする。
- 2 前項の規定による奨励金の支払いを受けようとするものは、瀬戸市伴 走支援型特別保証制度利用促進奨励金請求書(第6号様式)を市長に 提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第10条 市長は、事業参加決定金融機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、事業参加決定及び交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - (1) 法令等、本要綱又は法令等若しくは本要綱に基づく市長の付した 条件若しくは指示に従わなかった場合
  - (2) 事業参加決定事業又は交付決定に関して不正、怠慢その他不適当 な行為をした場合
  - (3) 経営改善等支援制度融資の利用促進環境整備計画書(第1号様式の

- 2) 中の誓約事項に違反した場合
- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する奨励金を交付しているときは、期限を付して当該奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 市長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定による奨励金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を徴するものとする。

(検査等)

第11条 市長は、事業参加決定金融機関に対し、事業参加決定事業に関 して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(関係書類等の整備等)

- 第12条 交付決定を受けた金融機関は、交付決定を受けた書類及び帳簿 を常に整備しておかなければならない。
- 2 前項の書類及び帳簿は、交付決定を受けた事業が完了した日の属する 年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請するものについて適用し、施行日前に交付申請したものについては、なお従前の例による。